

学校いじめ防止基本方針



2015/04/01 制定
2018/05/25 改訂
2019/04/22 改訂
2020/04/06 改訂
益田市立益田中学校

学校いじめ防止基本方針

益田市立益田中学校

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、冷やかしやからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加している。

また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいる。

いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで、生徒達が意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめは絶対に許されない」、「いじめはいじめる側が悪い」との認識
- ・「いじめは、どの生徒にも、どの学校においても起こり得る」との認識
- ・「いじめの未然防止は、学校・教職員の重要課題」との認識

(3) いじめの態様

いじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

悪口を言う・あざける、落書き・物壊し、集団での無視、陰口、避ける、ぶつかる・小突く、命令・脅し、性的辱め、部活動中のいじめ、塾・スポーツクラブの集団の中でのいじめ、メール等による誹謗中傷、噂流し、授業中のからかい、仲間はずれ、嫌がらせ、暴力、たかり、使い走り 等

3 いじめ防止等に関する措置

① いじめ防止に対する環境づくりや継続的な取組

- 生徒指導主任を中心とした「いじめ防止対策委員会」（兼 生徒指導部会）を設置し、定期的（週1回）に会議を実施し、生徒の状況についての共通理解を図り、取り組む内容を確認する。
- いじめ防止に対する具体的なマニュアル、いじめ防止のための年間指導計画を作成する。
- 主任児童委員と密に連携し、必要があれば、民生児童委員、警察署（生活安全課）職員等に組織の一員として校内の会議に参加していただき、助言を得る。
- 特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラーを中心とした教育相談体制を充実

させ、重大事態とならないような体制を構築する。

- スクールカウンセラーや生徒指導主事等、専門的な知識を有する専門家を講師とし、いじめ防止に役立つ研修を行う。
- 生徒会を中心に生徒が主体となってルール作り等をさせ、いじめの防止に努める。
- 保護者や地域社会と連携し、いじめ防止に努める。
 - ・ 保護者会等で学校での取組を説明し、保護者や地域の方に理解していただき、協力していじめ防止に努める。また、学校だより等を活用し、広く地域社会にいじめ防止の取組を理解していただく。
 - ・ 主任児童委員との連携を密に行い、地域での様子を見守っていただくとともに、必要があれば家庭訪問等を実施していただく。

②学校としての取組

- ・ 生徒と接する機会を多く持ち、話を聞き、思いを理解しながら、生徒の良さや個性を伸ばす努力をするとともに、日常的にいじめの問題について話題にしたり、考える機会を持ったりして、「いじめは人として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成されるよう努める。また、道徳の時間を中心として全教育活動において、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度を育成し、現在及び将来における人間としての生き方について深く考えさせる。
 - ・ 生徒に学校生活の秩序を保つことの意義を理解させると共に、コミュニケーション能力、社会性や自尊感情、達成感、自己有用感の育成のために、所属感のある学級作りを工夫させる。また、問題行動の指導に当たっては、「焦らず、あきらめず、侮らず、見逃さず」を常に意識し、きめ細やかに愛情を持って指導させる。
 - ・ 「ペア・グループ学習」に取り組む中で、生徒同士の関係性づくり、仲間づくりを進める。
- 教職員、生徒、保護者等により、いじめに関する学校評価を実施し、学校の取組を分析し、今後の指導の改善に活かす。

③特に配慮が必要な生徒への対応

- 発達障がいを含む、障がいのある生徒がかかわるいじめについては、障がいの特性への理解を深めるとともに、当該生徒のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導や支援を行う。
- 外国につながる生徒は、言語や文化の差異等からいじめにつながることはないように、教職員・生徒保護者等の外国人生徒等に対する理解を推進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。
- 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る生徒に対するいじめ防止のため、これらの正しい理解の推進や必要な対応について周知する。
- 東日本大震災により被災した生徒、または原子力発電所事故により避難している生徒（以下「被災生徒」という）については、被災生徒が受けた心身への影響や不安感等を教職員が十分理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

- コロナウイルスに感染した生徒や濃厚接触者として出席停止になった生徒等へのいじめにつながるないように、日頃から発達段階に応じて、感染症に関する知識を理解させ、偏見や差別を生まない環境づくりを行う。また、学校全体で注意深く見守り、必要な支援・対応を行う。

4 いじめ発生時の措置

ア. いじめに対する組織的な対応と指導

教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかにいじめ防止対策委員会の組織に対して、当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「いじめが解消」している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの条件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上のものも含む）が止んでいる状態が相当の期間（概ね3ヶ月）継続していること。

(2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

被害者生徒本人および保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等によって確認する。解消に至っていない段階では被害生徒を徹底的に守り、その安全・安心を確保する。いじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

イ. いじめを受けた生徒または保護者への支援

- ・ いじめと認知された場合は、校長の指示を受け、生徒指導主事を中心とした特別委員会を設置し、生徒から個別の聞き取り等を実施し、早急に組織的に対応し、重大事態とならないよう対処する。
- ・ 人権に配慮しながら事実関係を的確に確認し、親身な指導、悩みを受け止め支える指導を実践するとともに、指導の記録をきちんととる。
- ・ 保護者に対して、事実について説明するとともに、今後二度と起こらないような体制について説明し、理解を得る努力をする。
- ・ いじめられた生徒を守るために、全教職員に事実について報告し、全教職員でサポートチームを構築し必要に応じ送り迎え等を実施し、解決に向けた支援を行う。
- ・ 養護教諭やスクールカウンセラー及び医師と連携し、メンタルヘルス・ケア等を行い、自信や存在感をもたせる場の提供を行う。
- ・ 緊急避難として欠席した場合には、学習を補償するためのプログラムを作成する。
- ・ 家庭訪問の実施等を行い、生徒に安心感をもたせる。
- ・ 市教育委員会に事実関係を報告する。

ウ. いじめを行った生徒への指導またはその保護者への助言

- ・ 事実確認を行い、いじめは許さないという毅然とした指導及び、継続的に指導をし、相手

の思いや自己の行為を考えさせ、二度といじめを起こさない環境を構築する。

- ・ いじめた生徒の課題や背景をつかみ、二度といじめをしないために、関係づくりを行い、よりよい成長のための支援を行う。また、当該生徒に心理的な孤立感・疎外感を与えることのないように教育的配慮を行う。
- ・ 家庭に連絡し、指導経過の報告をするとともに、家庭での様子を確認し今後の指導に活かす。
- ・ 別室授業、または出席停止も視野に入れた対応も考える。

エ. いじめが起きた集団への働きかけ

- ・ いじめがあった事実を真摯に受け止め、学級環境等の改善策を協議し、豊かな人間関係を育むための指導方法の改善を図る。
- ・ 学級指導の見直しや授業改善を図りながら、生徒が充実した学校生活を送れるよう環境の改善を図る。
- ・ 学校公開の実施、意見交換会等を実施し、保護者や地域と課題を共有しながら、地域ネットワークを活用し、いじめのない学校にする。

オ. インターネット上のいじめへの対応

- ・ 生徒がインターネット上のいじめに巻き込まれてないか把握に努める。
- ・ インターネット上の不適切な書き込み等を把握した場合には、被害の拡大を避けるために、直ちに削除するなどの措置をとる。
- ・ SNS や携帯電話のメールを利用したいじめ等の対応については、インターネット・携帯電話・関連の事業者にも協力を求めながら、情報モラルを身につけさせるための教育の充実を図るとともに、保護者への啓発を行う。
- ・ インターネット上のいじめは、外部から見えにくく、匿名性も高い。一度拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であることや、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校全体や家庭・地域社会に多大な影響を及ぼすものである。また、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、生徒に対してこの種のいじめは重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組に努める。

③ 本校におけるいじめに対する措置（重大事態発生時）

ア. 重大事態とは

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 生徒が自殺を企図した場合・ 生徒に精神性の疾患が発生した場合・ 生徒が身体に重大な傷害をおった場合・ 生徒が金銭を奪い取られた場合・ 生徒が相当の期間（30日以上）学校を欠席することを余儀なくされている場合 |
|---|

○被害生徒や保護者から、「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき（人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む。）は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とは言えない」と考えたとき

しても、重大事態が発生したもものとして報告・調査等にあたる。

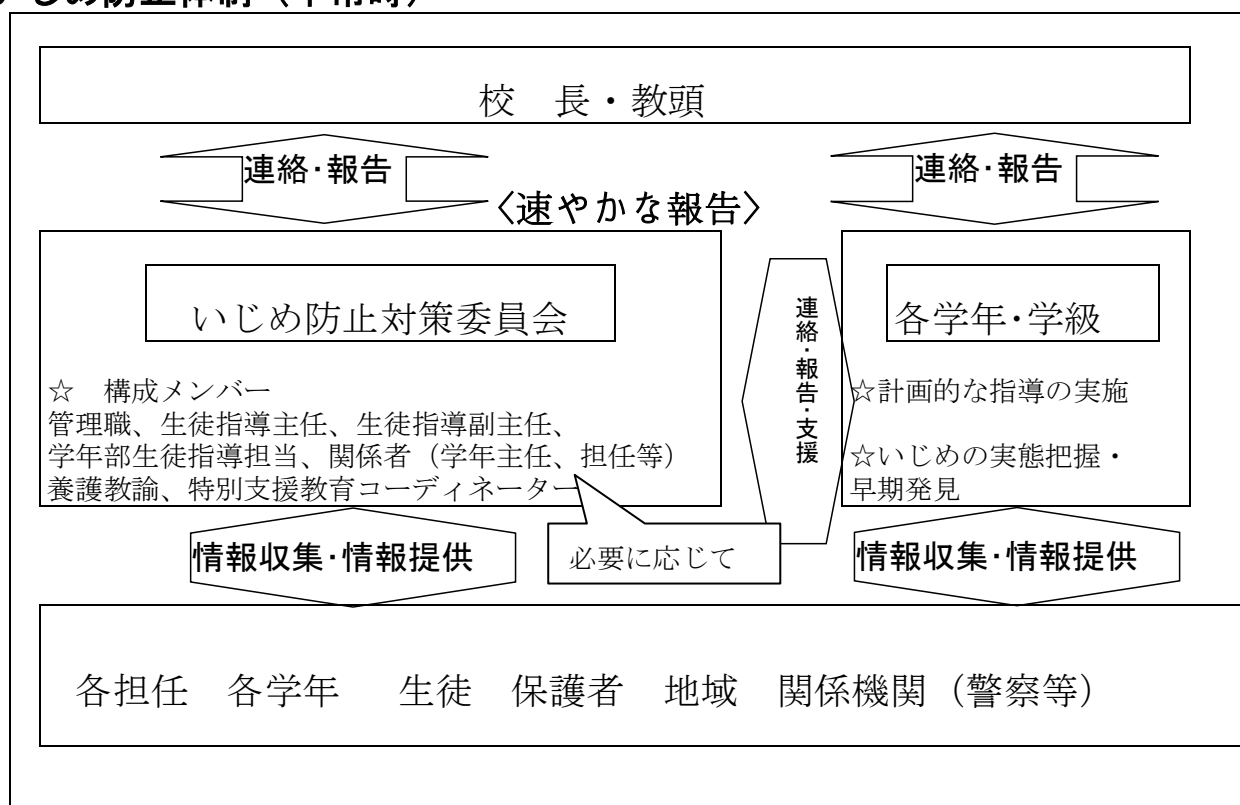
イ. 重大事態の報告

- ・ 重大事態が発生した際は、市教育委員会に迅速に報告する。

ウ. 重大事態の調査

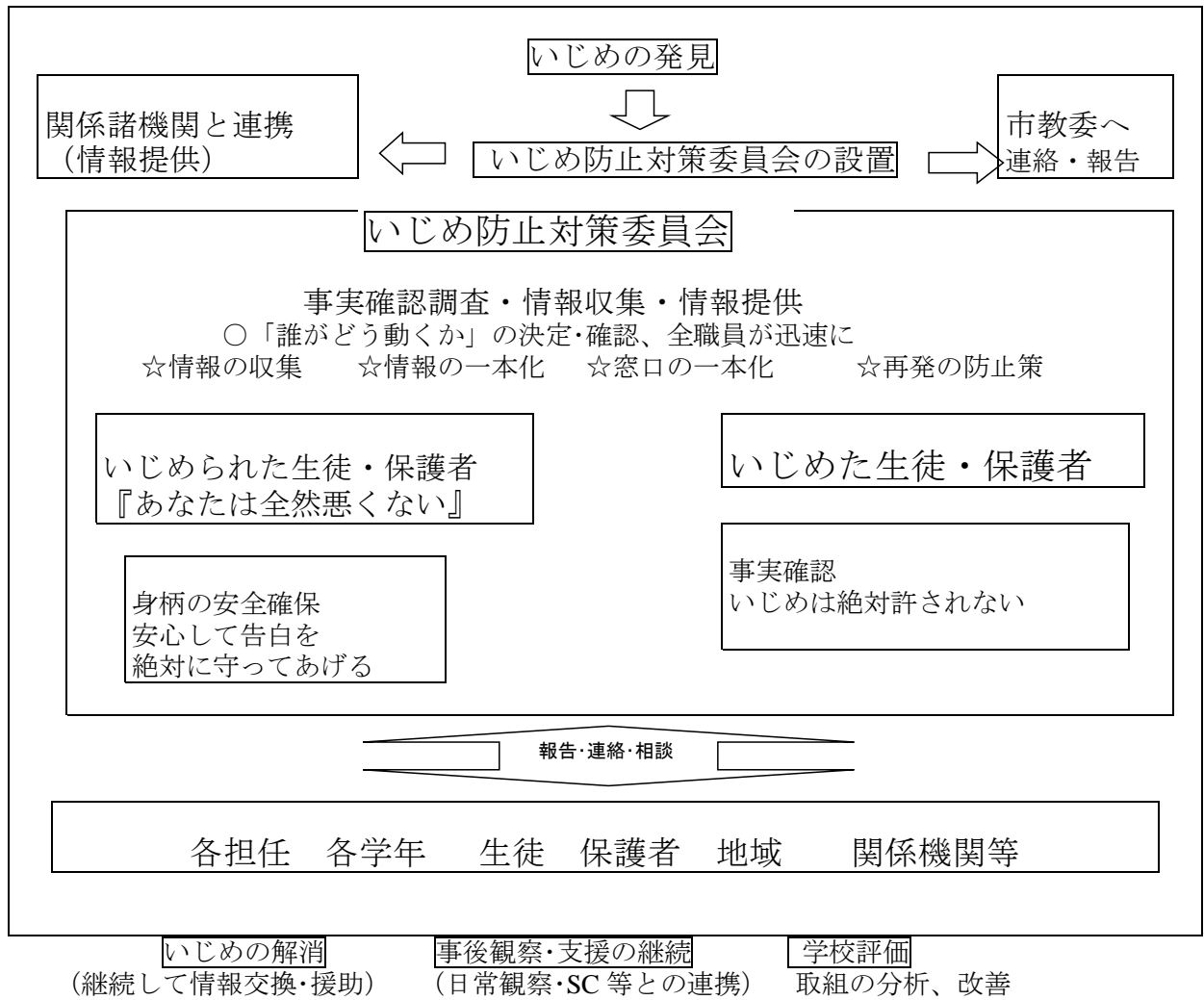
- ・ 重大事態が生じた場合は、市教委と協議し、調査主体を定め、第三者を含めた組織を活用して調査する。
- ・ 重大事態が発生したことを真摯に受け止め、全校生徒及び保護者に対しアンケート等を行い、事実関係を把握し、調査委員会に速やかに提出する。その際、被害生徒の学校復帰が阻害されないよう配慮する。
- ・ いじめを受けた生徒及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえること。

いじめ防止体制（平常時）

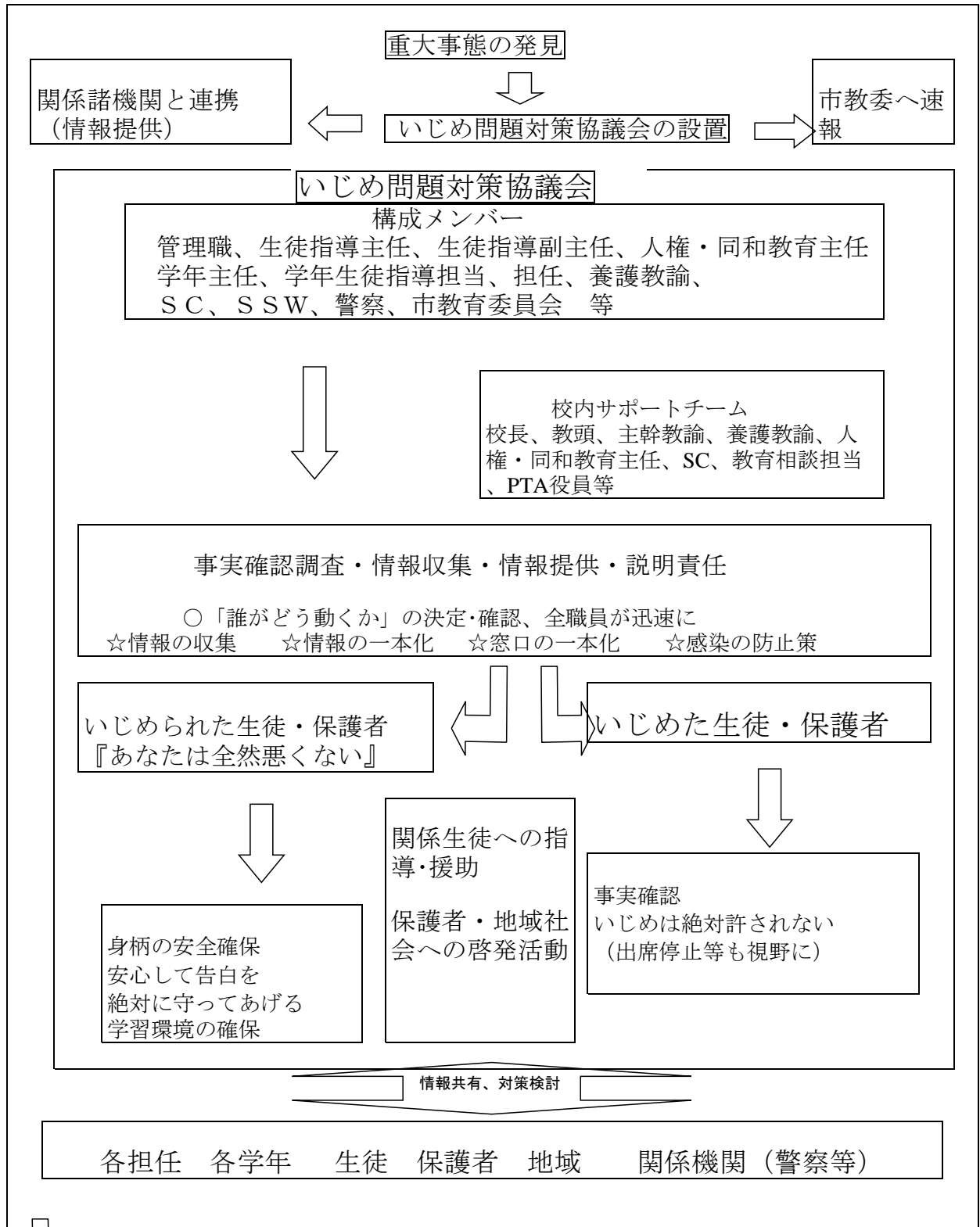


※ 「いじめ防止対策委員会」等を組織し、いじめ防止のための年間指導計画を学校全体で組織する。また、同協議会が保護者や関係諸機関の窓口となり、日頃から協力体制を構築しておく。

いじめ防止体制（いじめ発生時）



いじめ防止体制（重大事態発生時）



報道等への対応
事後観察・支援の継続
学校評価
 (教育委員会との連携) (ケア等日常観察・関係機関等との連携) 取組の分析、改善
 ※ 重大事態が発覚した時点で、いじめ問題対策協議会を立ち上げ、組織的に対応する。